



# JCNE・NPOセミナー 「ガバナンスの考え方」 ～理事の役割、義務と責任～

2021年7月14日（水）10：00～11：00



非営利組織評価センター

**JAPAN CENTER for  
NPO EVALUATION**



## ■ 趣旨説明

非営利組織のガバナンスについて、オンラインで気軽に学び、質問・相談できる場として、2021年4月よりJCNE・NPOセミナー「ガバナンスの考え方」を毎月第2水曜日10時は、ガバナンスを考える日として開催

ガバナンスの基本の権限の分配や非営利組織の三役とその関係、ガバナンス構造などについて解説いたします。



# 本日のスケジュール

## 10:00 オープニング

- ・趣旨説明
- ・本日の流れ

## 10:05 ミニ講座 ～理事の役割、義務と責任～


講師：太田達男（当センター 理事長）

## 10:35 質疑応答&相談タイム

- ・講座の内容に基づく質疑応答やご相談
- ・お申込み時にいただいたご質問の回答
- ・参加者のみなさんで事例のシェア

## 10:55 クロージング

## 11:00 終了

※終了後、当センターの組織評価・認証制度についてご関心のある方は、個別にご質問、ご相談をお受けします。 

## ■ 講師 太田 達男

(一財)非営利組織評価センター 理事長  
(公財)公益法人協会 前理事長 現会長  
(公財)成年後見センター・リーガルサポート 理事  
(公財)日本フィランソロピー協会 理事  
(公財)渋沢栄一記念財団 監事  
(公社)日本アイソトープ協会 監事



信託銀行役職員を歴任、44年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000年4月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始市民社会の立場から提言活動を行う。



JCNE・NPOセミナー  
—ガバナンスの考え方—  
第4回

～理事と理事会の役割、義務と責任～

一般財団法人非営利組織評価センター  
理事長 太田達男



## 理事会非設置型（特定非営利活動法人・一般社団法人）



代表権  
職務執行権



代表権  
職務執行権



代表権  
職務執行権



1. 特定非営利活動法人は特定の理事のみに代表権を付与することができる、ただし第三者への対抗には登記が必要
2. 特定非営利法人は**任意**の理事会を設置することができる
3. 一般社団法人は**法定**の理事会を設置することができる
4. 最低人数は、一般社団法人（理事会設置型）及び特定非営利活動法人3名、一般社団法人（理事会非設置型）1名

理事会設置型（特定非営利活動法人・一般社団法人・一般財団法人）

## 理事会



代表理事



業務執行理事



1. 一般法人の理事会の職務は①業務執行の決定②理事の職務の執行の監督③代表・執行理事の選定・解職
2. ①の業務執行の決定には、一般法人の場合は・重要な財産の処分や取得・重要な使用人の選・解任・多額の借財・重要な組織変更・内部統制の整備・役員の損害賠償責任の免除などとしその他法令・定款で定める事項が含まれる。
3. 特定非営利活動法人の場合は理事会に関する規定がなく、理事会の設置及びその権限は定款で定めることになる。
4. 代表理事(必置)は、法人を代表し、理事会が決定した業務執行の基本方針に従って、経営全般の職務を執行する。業務執行理事(任意)は理事会により指定された一定の職務を執行する。
5. 会長、理事長、専・常務理事等は単なる内部の名称に過ぎないことに留意する。



## 理事、監事、評議員（役員等） と法人は委任関係＊

・法人と役員等の関係は委任に関する規定を適用する（法人法64、172）→委任の法理（民法644）

### ・「善良なる管理者の注意義務（善管注意義務）」

「自己の財産に於けると同一の注意」（民法659条、無償寄託物の保管）では足りず、その職業、経歴などに応じて一般的に要求される程度の注意を指す

### ・「自己執行義務」

原則として複委任ができない（信頼関係が基礎にあるため）

## 有償・無報酬とは関係ない！

＊特定非営利活動促進法では明文の規定はないが一般的に委任関係と解されている





## 理事の3大義務

### 【受任者としての義務】

「善良なる管理者の注意義務(善管注意義務)」及び「自己執行義務」

(法人法64条、民法644条)

「自己の財産に於けると同一の注意」(民法659条、無償寄託物の保管)では足りず、その職業、経歴などに応じて一般的に要求される程度の注意を指す

### 【忠実義務】

法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、法人のために忠実に職務を行う義務(法人法83)

「法人の利益を最優先する」判断が必要

### 【競業・利益相反取引の制限】

理事が法人との事業と同じような事業を自ら行うことや法人と自己または第三者のために取引をする場合は、その取引に関する重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない(法人法84)

特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない(特活法17条の4)

これらの義務に違反し法人に損害を与えた場合は損害賠償責任を負う

「李下に冠を糺さず」の行動が望まれる





## ■ ベーシックガバナンスチェック

ベーシック評価基準23項目

セルフチェック・書面評価（第三者評価）

<https://jcne.or.jp/evaluation/outline/>

## ■ グッドガバナンス認証（アドバンス評価）

アドバンス評価基準27項目

書面評価・訪問評価

[https://jcne.or.jp/evaluation/good\\_governance/](https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/)



## アンケートご回答のお願い

URL <https://forms.gle/3praNoWzbJWWMzWT6>

※次回、開催の参考にするため、ご協力をお願いいたします。

(一財) 非営利組織評価センター

E-mail : office@jcne.or.jp

※メールにてお問い合わせください。

